

韓国における発明の進歩性判断方法としての「技術の豊富化」について

金 眞 會*

抄 録 韓国における発明の進歩性の判断手法は、構成を重視する手法、作用効果を重視する手法、目的、構成及び効果を平等視する手法の三つに分けることができる。従来の審査実務では、進歩性の判断において作用効果が決定的な手段となる場合が多いのは事実である。しかし、特許審判院の一部審決、特許法院及び大法院の一部判決では、「技術の豊富化」の論理を採用して技術的構成の困難性を主に判断することで、発明の進歩性を認定したことがある。進歩性判断はどこまでも先行技術から容易に着想し得るかどうかに関する判断であり、技術的效果はその判断のための代用特性であると考えべきであり、法律的に言えば、創作の困難性は主要事実、作用効果の顕著性は間接事実といえる。「技術の豊富化」の論理は、発明の進歩性判断において発明の目的、構成及び効果のうち発明の構成を重視する手法として、作用効果を重視する韓国特許庁の進歩性判断の実務を補完することができるという点で実務的に意味が大きいと考える。

目 次

1. はじめに
 1. 1 発明の進歩性判断
 1. 2 進歩性判断における「技術の豊富化」の主張
2. 特許審判院2014年9月23日審決2013ウォン1404
 2. 1 事件表示
 2. 2 本件出願発明の請求項第1項
 2. 3 引用発明の内容
 2. 4 原決定理由
 2. 5 判 断
 2. 6 コメント
3. 「技術の豊富化」に言及したその他の事例の検討
 3. 1 大法院2000年2月11日宣告97フ2224判決
 3. 2 大法院2000年12月22日宣告97フ1771判決
 3. 3 特許法院2007年10月5日宣告2006ホ11763判決
 3. 4 特許法院2013年10月10日宣告2012ホ8928判決
 3. 5 特許法院2016年2月5日宣告2015ホ4125判決
 3. 6 特許法院2016年5月27日宣告2015ホ666判決

3. 7 特許法院2016年9月2日宣告2015ホ673判決
4. おわりに

1. はじめに

1. 1 発明の進歩性判断

韓国特許法第29条（特許要件）第1項では、産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれかに該当するものを除いてはその発明について特許を受けることができると規定している。

1. 特許出願前に国内又は国外で公知されたり公然に実施された発明
2. 特許出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたり電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった発明

* リーインターナショナル特許法律事務所 副所長
韓国弁理士 Jin-hoe KIM

また、韓国特許法第29条第2項では、特許出願前にその発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、同条第1項各号のいずれかに該当する発明により容易に発明することができれば、同条第1項にもかかわらず、その発明に対しても特許を受けることができないと規定している。

つまり、韓国特許法第29条第1項では発明の新規性要件を規定しており、同条第2項では発明の進歩性要件を規定している。

韓国特許法第29条第2項において進歩性のない発明に対して特許を付与しないようにした理由は、従来技術と同一でないというだけで、技術的效果において見るべき進歩のない又は改善の程度が微々たる技術に対して特許権を付与することは、技術の発達に貢献した者に対してその公開の代償として独占排他権を付与する特許制度の趣旨とも合致しないだけでなく、そのような特許権により第三者の技術の実施が制限されることによって産業の発展に貢献しようとする特許制度の目的に反するからである¹⁾。

進歩性の審査では、特許出願前に通常の技術者が「請求項に記載された発明」を韓国特許法第29条第1項各号の1に規定された発明(以下、「引用発明」という)から容易に発明することができるかを判断する。進歩性の判断は、引用発明と対比して通常の技術者が引用発明から容易に着想することができるかどうかの判断なので、発明の価値判断である。従って、具体的にどのような判断方法によって進歩性を判断するかを一義的に述べるのは困難である。

韓国特許庁審査指針書では次のように進歩性の判断方法について説明している²⁾。

「審査官は、進歩性が否定されるか否かの判断に際して、出願当時通常の技術者が直面していた技術水準全体を考慮しつつ、発明の説明及び図面を勘案し出願人が提出した意見も参酌し

て出願発明の目的、技術的構成、作用効果も総合的に検討するが、あくまでも技術的構成の困難性を中心に目的の特異性及び効果の顕著性を参酌して総合的に判断する。[2007フ1527, 2001フ812, 97フ2224]。

進歩性が否定されるか否かは、通常の技術者の立場において、①引用発明の内容に請求項に記載された発明に至ることができる動機があるか、又は、②引用発明と請求項に記載された発明の差が通常の技術者が有する通常の創作能力の発揮に該当するかを主要観点として、③引用発明に比べより優る効果があるかどうかを参酌して判断する。」

1. 2 進歩性判断における「技術の豊富化」の主張

韓国特許庁の審査指針書によれば、進歩性が否定されるか否かの判断に際しては、出願発明の目的、技術的構成、作用効果も総合的に検討するが、あくまでも技術的構成の困難性を中心に目的の特異性及び効果の顕著性を参酌して総合的に判断するとされている。したがって、韓国特許庁では、技術的構成を主に対比して発明の目的、作用効果を参酌するという方式を進歩性判断の際に用いていると思われる。

しかし、韓国特許庁の審査指針書では上記記載内容に続き「進歩性が否定されるか否かは引用発明に比べより優る効果があるか否かを参酌して判断する。」としており、発明の作用効果を重視するような内容も記載している。

実際、「進歩性」の「進歩」とは、「程度や水準がよくなる又は高まる」という意味³⁾で、用語そのものに有用な効果があるということを含むとも考えられる。しかし、韓国特許法第29条第2項のどこにも「進歩」という単語は含まれておらず、実務の便宜上、同条第2項を進歩性の規定として取扱っているにすぎない。

それにも関わらず、実務として韓国特許庁審

査官及び審判官は、発明の進歩性判断時に「効果の顕著性」を極めて重要な判断要素として取扱っているのではないだろうか。

このような状況の中で、特許審判院の一部審決、特許法院及び大法院の一部判決では「技術の豊富化」の論理を採用し、技術的構成の困難性を主に判断して発明の進歩性を認定した事例がある。ここで、「技術の豊富化」とは、今までなかった新しい技術を提供して技術の幅を広げたということの意味する。

特に、特許審判院2013ウォン1404審決では「技術の豊富化」の主張を積極的に受け入れて発明の進歩性を認定している。したがって、これを詳細に検討する価値があると考ええる。

以下、「技術の豊富化」の論理を積極的に採用して進歩性を認定した特許審判院2013ウォン1404審決を先に検討した後、他の事例も追加して検討することにする。

2. 特許審判院2014年9月23日審決2013ウォン1404

「技術の豊富化」の主張を積極的に採用して進歩性が認められた審決である。

2.1 事件表示

本事件は、韓国特許出願第2007-7011714号の拒絶決定不服審判事件であって、本事件出願発明は「フォトレジストパターン上のコーティングのための組成物」に関するものである。

2.2 本件出願発明の請求項第1項

本事件出願発明の請求項第1項は、下記表1のように構成されている。

表1 韓国特許出願第2007-7011714号の請求項第1項

構成	具体的な内容
1	ポジ型化学増幅レジストでフォトレジストパターンをコーティングするための水性コーティング組成物であって、前記水性コーティング組成物は、第1級アミン(-NH ₂)を含む重合体を含み、
2	前記水性コーティング組成物は塩基性で、かつ架橋化合物が存在せず、
3	前記フォトレジストは、アミノ基と反応できるラクトン又は無水物官能基を含むフォトレジスト重合体を含み、
4	前記水性コーティング組成物は、フォトレジストパターンの厚さを増大させる水性コーティング組成物。

2.3 引用発明の内容

引用発明は、日本公開特許公報特開2004-93832号(2004年3月25日公開)に掲載されたフォトレジストパターン上にコーティングする「微細パターン形成材料」に関するものである。

2.4 原決定理由

韓国特許庁審査官は「本件第1項発明の主要構成は引用発明に開示されており、両発明は効果においても顕著な差がないので、本件第1項発明は引用発明により進歩性が否定される。」という趣旨で拒絶決定した。

2.5 判断

上記拒絶決定に対して特許審判院は次のように判断した。

(1) 技術分野及び目的の対比

両発明はいずれもフォトレジストパターン上にコーティングする「水性コーティング組成物(微細パターン形成材料)」に関するものであるという点において技術分野が共通する。

また、本件第1項発明は引用発明に比べ目的

が特異であるとはいえない。

(2) 構成の対比

1) 構成 1

両発明はいずれも「フォトレジストパターンをコーティングするための水性コーティング組成物（微細パターン形成材料）が第1級アミンを含む重合体をその構成成分として含む点」において差がない。

2) 構成 2

構成 2 は、水性コーティング組成物は塩基性で、かつ架橋化合物が存在しないものである。

これに対して引用発明には、微細パターン形成材料に含まれる水溶性ポリマーがフォトレジストにより発生する酸によって架橋反応を促進し、微細パターン形成膜とフォトレジストパターンとが接する面において架橋反応を起こすと記載されている。

これを対比すると、引用発明において、微細パターン形成材料が第1級アミンを含む水溶性ポリマーを含む場合、形成材料が塩基性でなければならないことは自明であり（第1級アミンは塩基性化合物である。）、また、引用発明に係る「架橋反応」は、水溶性ポリマー間の架橋を意味するものではなく、微細パターン形成膜の反応基（第1級アミン）とフォトレジスト層の表面の反応基が互いに結合することを意味するので、引用発明においても別の架橋化合物が存在するとはいえない。

したがって、構成 2 は引用発明の対応構成と差がない。

3) 構成 3

構成 3 は、水性コーティング組成物とフォトレジストパターンの反応に関するものであって、フォトレジストパターンがアミノ基と反応できるラクトン又は無水物作用基を含む重合体を含むものである。

これに対して引用発明には、微細パターン形

成材料に第1級アミンを含む水溶性ポリマーが含まれてもよく、水溶性ポリマーは、フォトレジストパターン表面のカルボキシル基(COOH)又は水酸基(OH)と反応することができる」と記載されている。

これを対比すると、構成 3 は、水性コーティング組成物の重合体のアミノ基(第1級アミン、 $-NH_2$)がフォトレジストパターンの重合体のラクトン基又は無水物作用基と結合反応を起こすものであるのに対し、引用発明では、微細パターン形成材料に含まれる水溶性ポリマーが第1級アミンを含む場合、フォトレジストパターンの重合体を含むカルボキシル基又はヒドロキシ基と結合反応を起こすので、両対応構成は、結合反応の反応物質、反応メカニズム、及び最終生成物質が全く異なる。

したがって、構成 3 は、通常の技術者が引用発明の対応構成から容易に導き出すことができるとはいえない。

4) 構成 4

構成 4 は、水性コーティング組成物がフォトレジストパターンの厚さを増大させるものだが、水性コーティング組成物はフォトレジストパターンの表面にコーティングされるものなので、水性コーティング組成物によってフォトレジストパターンの厚さが増大することは自明であり、引用発明においても、微細パターン形成材料によってフォトレジストパターンの厚さが増大することは自明である。

したがって、構成 4 は引用発明の対応構成と差がない。

5) 構成対比のまとめ

構成 1, 2, 及び 4 は引用発明の対応構成と差がないが、構成 3 は通常の技術者が引用発明から容易に導き出すことができないため、本件第1項発明は、引用発明に比べ構成の困難性が認められる。

(3) 効果の対比

効果に関して、本件第1項発明には、水性コーティング組成物のコーティングによってパターンの大きさが0.1 μm から0.07 μm に、0.12 μm から0.08 μm に減少することが記載されている。

これに対し、引用発明の〔表1〕等にも、ホールの径が微細パターン形成材料をコーティングする前に108nmである場合、水溶性ポリマーの濃度によってコーティング後には102, 100, 97, 85nmと減少し、コーティングする前に167nmである場合には、水溶性ポリマーの濃度が200%であればコーティング後には56nmまで減少し得ると記載されている。

これを対比すると、本件出願発明においてパターンの大きさが減少する程度と、引用発明においてホールの径が減少する程度とに顕著な差があるとはいえないので、本件第1項発明は、引用発明に比べ顕著な効果を示すものといえない。

(4) 対比結果

以上にて検討したように、本件第1項発明は引用発明に比べ目的が特異であるとはいえず、引用発明に比べ顕著な効果を示しているともいえないが、本件第1項発明には、引用発明に比べ新たな解決方法の提供による技術の豊富化が認められ、その構成の困難性が認められるため(大法院2000年2月11日宣告97フ2224判決等参照)、本件第1項発明は引用発明によって進歩性が否定されない。

2.6 コメント

本件では、発明の目的、構成、効果のうち「目的の特異性」及び「効果の顕著性」が認められなかった。従って「発明の作用効果」を重視する従来の実務では、発明の進歩性が認められなかったはずである。

しかし、本件では「技術の豊富化」の主張が受け入れられ、構成の困難性が認められること

で発明の進歩性が肯定された。

特許審判院の上記審決は、主に発明の技術的構成を引用発明と対比するという立場である点で、発明の作用効果を重視する従来の韓国特許庁の立場とは異なると思われる。

上記特許審判院の審決以外にも「技術の豊富化」に言及した事例があるか、以下においてさらに具体的に検討する。

3. 「技術の豊富化」に言及したその他の事例の検討

3.1 大法院2000年2月11日宣告97フ2224判決

97フ2224判決は、上記特許審判院2013ウォン1404審決にて引用された大法院判決である。

「特許法第29条第1項、第2項の各規定は、特許出願前に公知となった発明や、先行の公知技術から容易に導き出すことができる創作であるときには、新規性や進歩性が欠如したものと判断して、特許を受けられないようにすることがその趣旨であり、この場合の発明の進歩性の有無は、先行技術の範囲と内容を明らかにし、それに照らして出願発明の目的、技術的構成、及び作用効果を総合的に検討して決定することが望ましく、原則的には出願発明の解決方法である構成の困難性の有無によって決まるが、これに加えて目的の斬新性、効果の顕著性等も参酌すべきであるため、作用効果が従来技術と同一又は類似するとしても、それと全く異なる新たな解決手段を創作したときには、その新たな解決方法の提供による技術の豊富化が認められて進歩性が肯定され得る。また、技術的構成が困難でないとしても、従来知られていなかった驚くべき効果が発生した場合には進歩性が肯定され得る。」

上記97フ2224判決にて提示された判断基準は、大法院1998年5月22日宣告97フ1085判決、大法院1999年3月12日宣告97フ2156判決、及び大法院1999年4月9日宣告97フ2033判決においても提示された内容である。

ただし、上記大法院判決は一般的な進歩性判断基準を提示しながら、「技術の豊富化」という用語に言及したに過ぎない。したがって、実際に「技術の豊富化」について判断した事例とはいえない。

3. 2 大法院2000年12月22日宣告97フ1771判決

大法院97フ1171判決でも上記97フ2224判決と同一の判断基準を提示した。

「発明の進歩性の有無は先行技術の範囲と内容を明らかにし、それに照らして出願発明の目的、技術的構成、及び作用効果を総合的に検討して決定することが望ましく、原則的には出願発明の解決方法である構成の困難性の有無によって決まるが、これに加えて目的の斬新性、効果の顕著性等も参酌すべきであるため、作用効果が従来技術と同一又は類似するとしても、それと全く異なる新たな解決手段を創作したときには、その新たな解決方法の提供による技術の豊富化が認められて進歩性が肯定され得る。また、技術的構成が困難でないとしても、従来知られていなかった驚くべき効果が発生した場合にも進歩性が肯定され得る（大法院1999年4月9日宣告97フ2033判決、2000年2月11日宣告97フ2224判決等参照）。」

しかし、上記大法院事件では、実際適用において出願発明は引用発明とその目的及び技術的構成はもちろん、作用効果においても顕著な差があるので技術思想が異なり、また、当業者が引用発明から容易に導き出すことができないと

して、出願発明の進歩性が認められると判断した。つまり、上記大法院事件も「技術の豊富化」それ自体について判断した事例とはいえない。

3. 3 特許法院2007年10月5日宣告2006ホ11763判決

本件第1項発明と引用発明1～3はいずれも弾力性又は排水性が天然芝球場に近い人工芝の構造物を提供するためのものである。特許法院は2006ホ11763判決において、結論として、本件第1項発明は引用発明と具体的な技術課題及びその解決方法が異なり、技術的構成に特異性が認められ、顕著な作用効果も認められるため、その技術分野における通常の知識を有する者が引用発明によって容易に発明することができないと判断した。

ただし、特許法院では、本件第1項発明の「構成部分2」に対する被告の主張を排斥して次のように判示した。

「被告は、構成部分2は人工芝の列部分のコーティング層によって狭小な排水領域を形成するものだが、排水性能は排水領域の形状に左右されるのではなく、排水領域の数や範囲によって左右されるので、引用発明1の穴の形状の排水領域と排水効果には差がなく、構成部分2が排水領域が列をなすように形成するには精密な作業が必要なので、作業が容易だとみなすこともできないと主張している。

これを検討すると、構成部分2は、引用発明1の対応構成に比べ、仮に垂直の排水効果において差がないとしても、水平の排水効果において差があり、列をなしてコーティング層を形成することは、コーティングブレードに人工リボン(7)の列に合う排出口を形成することによって簡単に行うことができるので、精密作業までが必要であるとはいえず、また、コーティング材を節約する効果もあり、引用発明1のよう

に透水穴を形成する場合、充填材が透水穴に流れ込む問題が生じない効果があるだけでなく、仮に構成部分2が引用発明1の対応構成に比べ効果上差がないとしても、上記のような程度の技術構成上の差が認められれば、技術の多様化に寄与するという点において技術的意義がないとみなすこともできないので、被告の上記主張は理由がない。」

結果的に、上記特許法院の判決は、引用発明1に比べ本件第1項発明の「効果の顕著性」を認めている。ただし、効果上差がない状況を仮定しても、「技術の多様化」（これは「技術の豊富化」と同じ意味）に寄与しているので、技術的意義が認められると判断した。したがって、上記特許法院の判決において「技術の豊富化」の論理は補助的に言及したものに過ぎないといえる。

3. 4 特許法院2013年10月10日宣告2012ホ8928判決

本件訂正発明は、魚類の長時間輸送のための人工冬眠誘導方法に関するものであって、さらに詳しくは、魚類を含む海水の温度を段階的に下げながら、各段階の温度維持時間を段階的に拡張する魚類の人工冬眠誘導方法に関するものである。

まず、特許法院は、本件第1項訂正発明は引用発明1, 2に比べ構成の困難性及び効果の顕著性が認められるので、引用発明1, 2によってその進歩性が否定されないと判断した。効果の判断においては、本件第1項訂正発明の方法のように人工冬眠を行う場合、活魚の生存率が極めて高くなるのが具体的な実施例から分かるので、効果の顕著性も認められるとした。

一方、特許法院は、他の独立請求項である本件第3項～第6項訂正発明に関して次のように判断した。

「本件第3項～第6項訂正発明はそれぞれ独立請求項であって、本件第1項訂正発明の技術的思想を共有しているといえるので、このような技術的思想は引用発明1, 2に記載又は暗示されておらず、通常の技術者にとって自明な事項ではないので、本件第3項～第6項訂正発明は、本件第1項訂正発明と同様に引用発明1, 2に比べその構成の困難性があると認められるといえる。」

ただし、本件訂正発明の明細書には、本件第3項～第6項訂正発明に対応する実施例が記載されておらず、本件第3項～第6項訂正発明が本件第1項訂正発明と同等の効果を達成しえるかどうかは分からないが、仮に本件第3項～第6項訂正発明が引用発明1, 2に比べ顕著な効果を発揮できないとしても、本来、従来技術と全く異なる新たな解決手段を創作したときには、その新たな解決方法の提供による技術の豊富化が認められ、発明の進歩性が肯定され得るので（大法院2000年2月11日宣告97フ2224判決、大法院2000年12月22日宣告97フ1771判決参照）、本件第3項～第6項訂正発明が引用発明1, 2に提示されていない新たな人工冬眠手段を提供したというだけでも、その進歩性を否定するのは困難であるといえる。」

上記特許法院の判決は、独立請求項（第3項～第6項）の進歩性判断において「効果の顕著性」が認められないとしても「技術の豊富化」が認められるので進歩性が肯定され得るという立場であるため、重点的に技術的構成を引用発明と対比した極めて先導的な判決であると考えられる。ただし、本件では、第1項訂正発明の効果の顕著性を基本的に認める立場において、他の独立請求項（第3項～第6項）の進歩性を効果の顕著性が立証されていない状態で判断されたものである。したがって、特許法院は、第3項～第6項も立証されていないが、基本的には第

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1項発明と同一に効果の顕著性が認められる可能性があるかと判断したものではないかと思われる。

3. 5 特許法院2016年2月5日宣告2015ホ4125判決

本件特許発明は、プリンタの印刷用紙消尽検出装置に関するものであって、請求項8の進歩性が問題となった。

特許法院は結果的に請求項8の進歩性を認めたが、請求項8の場合、引用発明2,3に比べ機能と効果において特に差がないという原告の主張に対して次のように原告の主張を排斥した。

「仮に、請求項8が引用発明2,3に比べ顕著に向上した効果を発揮できないとしても、従来技術と全く異なる課題の解決手段を提示しており、そのような新たな解決方法の提供を通して技術的構成の多様化をなすものと評価することができる。」

上記事例は、2006ホ11763判決と同様に基本的には発明の効果の顕著性を認めているが、効果の差がないと仮定しても「技術の多様化」に寄与しているので、進歩性が肯定され得ると判断した事例である。

3. 6 特許法院2016年5月27日宣告2015ホ666判決

本件は登録無効事件であって、本件登録考案は多重刃美容鋏に関するものである。

特許法院は、結果的に本件登録考案のうち請求項1がその一部構成において先行考案1と明らかに差があり、通常の技術者が先行考案1,2又は周知慣用技術を用いてそのような差を極めて容易に克服することができず、それによる作用効果も顕著なので、該進歩性が否定されないと判断した。

ただし、特許法院は、請求項1が先行考案1に比べその効果が顕著であるといえないという趣旨の原告の主張を次のような理由で排斥した。

「請求項1の構成要素5,6が採用されている連結構造が先行考案1から容易に導き出せるものではない以上、請求項1は少なくとも2組のブレードセットを有する美容鋏の荷重を均衡に分散させることができる方法を多様化したという側面においてもその技術的意義が十分にある。したがって、原告の主張のように請求項1の作用効果が先行考案1から通常予測し得る範囲内に属するという事はできない。」

上記事例も2006ホ11763判決と同様に基本的には発明の効果の顕著性を認めているが、効果の差がないと仮定しても「技術の多様化」に寄与しているので、進歩性が肯定され得ると判断した事例である。

3. 7 特許法院2016年9月2日宣告2015ホ673判決

本件は、2015ホ666事件と同一の権利を対象にした権利範囲確認審判事件である。判示内容は2015ホ666判決と同一である。

「確認対象考案の確認構成5,6が採用されている連結構造が先行考案1から容易に導き出すことができるものではない以上、確認対象考案は少なくとも2組のブレードセットを有する美容鋏の荷重を均衡に分散させることができる方法を多様化したという側面においてもその技術的意義が十分にある。」

4. おわりに

上記にて検討した事例をみると、「技術の豊富化」について本格的に判断した事例は、特許審判院2013ウオン1404審決と特許法院2012ホ

8928判決だけであり、残りの事例は通常の進歩性判断基準を提示しながら「技術の豊富化」という用語に言及したり、効果の顕著性を認めながら効果の差がないと仮定しても「技術の豊富化」に寄与しているの、進歩性が肯定され得るとした事例である。

しかし、「技術の豊富化」の論理は、「作用効果の顕著性」を重点的に判断する従来の韓国特許庁の実務とは全く異なる立場だといえるので、今後韓国特許庁が進歩性判断の際に発明の構成を中心にして判断するかどうか実務的に注目されると考える。

本来、発明の進歩性判断手法は、構成を重視する手法、作用効果を重視する手法、目的、構成及び効果を平等視する手法の3種類に分けることができる⁴⁾。

「技術の豊富化」の主張は、上記発明の進歩性判断手法のうち構成を重視する手法だといえる。

従来の審査実務では、進歩性の判断には作用効果が決定的な手段となることが多い。これは、創造的な行為であるか否かを予期せぬ有用性に照らして結果的に判定するという一般的な思考方式と軌を一にするものといえる。しかし、効

果さえあれば進歩性があるとする従来の思考方式に対して反省ないし批判が強まっていることにも注意する必要がある。なぜなら、進歩性判断はどこまでも先行技術から容易に着想し得るかどうかに関する判断であり、技術的效果はその判断のための代用特性であると考えべきであり、法律的にいえば、創作の困難性は主要事実、作用効果の顕著性は間接事実といえるからである⁵⁾。

上記のような状況の中、「技術の豊富化」の論理は、発明の進歩性判断において発明の目的、構成及び効果のうち発明の構成を重視する手法として、作用効果を重視する韓国特許庁の進歩性判断の実務を補完することができるという点で実務的に意味が大きいと考える。

注 記

- 1) 韓国特許庁発行 審査指針書 p.3301
- 2) 前掲注1) pp.3303~3304
- 3) ネイバー (NAVER) 国語辞典
- 4) 弁護士 宍戸充, パテント Vol.62, No.8, p.48 (2009)
- 5) 竹田和彦, 特許の知識 (第7版) 進歩性判断の原則 p.159 (2004) ダイヤモンド社

(原稿受領日 2017年3月28日)